

令和4(2022)年 No.1249

7月15日

広報 いせはら

Public Relations Paper

ISEHARA

人口と世帯

7月1日現在
()は前月比

●人口 101,332(+59)

●世帯数 46,249(+82)

※令和2年国勢調査(確報値)を基にした推計人口

●発行部数 / 38,700部

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者へ

医療費の窓口負担が軽減されます

入院などで医療費が高額になった場合に、次の手続きをすると支払額が高額療養費の自己負担限度額となります※差額ベッド代などの保険適用外分は除きます

70歳未満の人

市へ「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を申請し、保険証と一緒に医療機関へ提出してください。

70歳以上75歳未満の人

住民税非課税世帯の人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証兼高齢受給者証と一緒に医療機関へ提出してください。

75歳以上の人

住民税非課税世帯の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証と一緒に医療機関へ提出してください。なお、既に認定証の交付を受けている人で、引き続き要件に該当する場合は、令和5年7月31日まで有効な認定証を7月下旬に送付します。

申請に必要なもの

◆国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証

◆マイナンバーの記載がある書類

◆窓口に来る人の本人確認書類

※認定証は申請月の1日(月の途中から加入した人は加入日)から適用されます

入院時の食事代が軽減されます

住民税非課税世帯の人が入院した場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が軽減されます。また認定証の交付前に食事代を支払った場合でも、差額分の支給申請ができます。詳しくは担当にお問い合わせください。

減額申請・更新に必要なもの

①国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証

②入院日数が90日を超える人は、過去1年間の入院日数が分かる書類(領収書や入院期間証明書)

③マイナンバーの記載がある書類

④窓口に来る人の本人確認書類

※国民健康保険加入者で令和4年1月2日以降に転入した場合は、4年度非課税証明書が必要です

食事代差額申請に必要なもの

◆前記の①～④

◆入院時の領収書

◆本人名義の口座番号が分かるもの
※国民健康保険加入者は世帯主義

◆印鑑

入院時食事代(1食当たり)

対象者		負担額
ア	住民税課税世帯(イ、ウ以外の人)	460円*
イ	住民税非課税世帯 過去1年間の入院日数が90日以下の人	210円
	過去1年間の入院日数が90日を超える人	160円
ウ	住民税非課税世帯で所得が0円(年金所得は控除額を80万円。給与所得はさらに10万円を控除)となる70歳以上の人	100円

*指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は260円

保険年金課

☎94-4728(国民健康保険)

94-4521(後期高齢者医療制度)

伊勢原ゆかりのアスリートが大舞台で活躍中

伊勢原市にゆかりのあるスポーツ選手がさまざまな舞台で活躍しています。今後のさらなる活躍に期待し、応援していきましょう。

堺 亮介さん(山王中学校出身)バンダイナムコアミューズメント トランポリン ワールドカップ(イタリア)男子シンクロナイズド優勝、男子個人準優勝(5月26日～28日)、ワールドカップ(スイス)男子シンクロナイズド優勝(7月2日)

飯澤 千翔さん(伊勢原中学校出身)東海大学4年生 日本陸上競技選手権大会 男子1500m優勝(6月10日)

武田 将平さん(伊勢原中学校出身)京都サンガF.C. 昨シーズンはJ2で36試合に出場し、チームをJ1に導く原動力に。今シーズンも22試合に出場(うち17試合で先発出場)※7月8日時点

佐藤 奨真さん(専修大学野球部出身)千葉ロッテマリーンズ プロ野球 対横浜DeNAベイスターズ戦でプロ初勝利(6月12日)

☎スポーツ課 94-4628

在宅障がい者に関する各種手当のお知らせ

在宅の障がい者で常に特別な介護を必要とするなど、障がいの程度により手当を受給できる場合があります。対象者や申請方法など詳しくは、担当へお問い合わせください※所得状況や施設入所、入院状況などによる制限があります

種類	対象者	支給額
福祉手当	4月1日現在市内に居住し、条件を満たす障害者手帳または療育手帳を持っている人	(年額) 重度2万5000円、 中度1万7000円、 軽度9000円
特別障害者手当	20歳以上の在宅重度障がい者(条件あり)	(月額)2万7300円
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児(条件あり)	(月額)1万4850円
特別児童扶養手当	条件を満たす身体、知的または精神障がいのある20歳未満の人を養育している人	(月額) 重度5万2400円、 中度3万4900円
神奈川県在宅重度障害者等手当	8月1日現在県内に半年以上居住し、次の2つ以上に該当する人(条件あり)①身体障害者手帳1・2級②療育手帳A1・A2(同等の判定含む)③精神障害者保健福祉手帳1級	(年額)6万円
在宅重度障害者介護手当	4月1日現在市内に1年以上居住し、20歳以上65歳未満で条件を満たす障害者手帳または療育手帳を持っている在宅重度障がい者	(年額)3万円

☎障がい福祉課 94-4720

令和3年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市政に対する理解と信頼を深めてもらうことを目的に、行政文書の公開を行っています。3年度は82件*の情報公開請求がありました(表1)。

また、市政の透明性の向上、市民との協働の推進を目的に審議会などの公開、委員の公募などを実施しました(表2)。

*うち5件は1件の請求に対して2種類の決定をしています

個人情報保護制度

個人の権利や利益の侵害を防止し、公正で民主的に市政を推進するため、市が保有する個人情報の適正な取り扱いについて、一定のルールの下、個人情報の開示や訂正などを求めることができます。

3年度は27件の開示請求があり、処理結果は全部開示が7件、一部開示が14件、不開示が2件、不存在が10件でした。

個人情報取扱事務登録状況

市が取り扱った3年度の個人情報取扱事務の登録件数は、665件です(表3)。登録した事務の内容について個人情報事務登録簿を作成しており、市役所1階の市政情報コーナーで閲覧できます。

☎文書法制課 94-4867

表1 情報公開請求処理状況

決定内容	件数
全部公開	44件
一部公開	33件
非公開	1件
取り下げ	3件
文書不存在	6件
合計	87件

表2 審議会などの会議運用状況

原則公開会議の開催状況	
開催総数	42回
公開した会議の傍聴者の状況	
傍聴者有会議回数(A)	2回
延べ傍聴者数(B)	2人
平均傍聴者数(B/A)	1.0人
委員公募の状況	
公募を実施した審議会数	8回
委員総数(A)	95人
募集者総数	15人
応募者総数	37人
公募による委員数(B)	15人
公募委員の割合(B/A)	15.8%

表3 個人情報取扱事務登録件数

実施機関の名称	件数
市長(市長部局)	512件
教育委員会	129件
選挙管理委員会	10件
監査委員	2件
農業委員会	8件
固定資産評価審査委員会	0件
議会	4件
合計	665件